

## ○交通事件指定捜査員運用要綱の制定について

(平成元年1月9日例規第1号)

[沿革] 平成5年4月例規第17号、17年7月第16号、20年3月第25号、25年2月第4号、26年2月第4号改正

死亡ひき逃げ事件をはじめとする重要交通事件の早期検挙を図るには、捜査の初期段階において大量の捜査員を投入する等、継続的な捜査体制を確立した上で強力な捜査活動を推進する必要がある。

このため、新たに別記のとおり「交通事件指定捜査員運用要綱」を制定し、平成元年1月9日から実施することとしたので、本要綱の趣旨を十分理解し、効果的な運用に努められたい。

### 別記

#### 交通事件指定捜査員運用要綱

#### 第1 制定の趣旨

この要綱は、死亡ひき逃げ事件等の重要交通事件が発生した場合に、初期の段階において、あらかじめ指定した交通事件指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）を当該事件の発生した警察署（交通部高速道路交通警察隊を含む。以下「発生署等」という。）に応援派遣し、集中的かつ効率的な捜査を推進するための必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 応援派遣対象事件

指定捜査員を応援派遣する事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡ひき逃げ事件
- (2) 交通事故をめぐる保険金詐欺事件
- (3) 暴走族による共同危険行為等の禁止違反事件
- (4) その他交通部長が応援派遣を必要と認めた事件

#### 第3 指定捜査員の選考

- 1 指定捜査員の所属及び人員は、交通事件指定捜査員指定基準（別表）によるものとする。
- 2 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、第4の要件を満たす者を指定捜査員候補者として選考し、交通部長に上申するものとする。この場合において、交通指導課長は、あらかじめ、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）と協議するものとする。

#### 第4 指定の基準

指定捜査員の指定基準は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 巡査部長以下の階級にある交通専務員であること。ただし、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）にあつては警部補以下とする。
- (2) 交通部門又は他部門における捜査経験がおおむね2年以上で、捜査員として適性を有する者であること。
- (3) 年齢がおおむね40歳未満で、かつ健康であること。

#### 第5 指定捜査員の指定

- 1 交通部長は、交通指導課長から上申のあつた者について、第4の要件を満たすと認めるときは、指定捜査員に指定するものとする。
- 2 交通指導課長は、指定捜査員が指定されたときは、署長等に指定捜査員名簿を送付するものとする。

#### 第6 指定の解除

- 1 交通指導課長は、次のいずれかに該当するときは、指定の解除を交通部長に上申するものとする。
  - (1) 署長等が人事異動その他の事由により指定の解除を求めた場合で、当該指定を継続することが適当でないとき。
  - (2) その他指定を解除する必要があるとき。
- 2 交通指導課長は、1の(2)により指定の解除を上申しようとするときは、あらかじめ当該上申に係る指定捜査員（交通指導課に所属する者を除く。）が所属する所属長と協議するものとする。
- 3 交通部長は、交通指導課長から上申のあつた者について、指定を解除することが相当であると認めるときは、当該指定を解除するものとする。

#### 第7 応援要請

- 1 発生署等の所属長は、当該事件の捜査に関し指定捜査員の応援派遣を必要とするときは、交通指導課長を経由して交通部長に要請するものとする。
- 2 応援派遣要請は、原則として交通事件指定捜査員応援派遣要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合、事後速やかに交通事件指定捜査員応援派遣要請書を提出するものとする。

#### 第8 派遣の決定及び派遣期間

- 1 交通部長は、第7の要請があつたときは、事件の規模、態様等に応じて指定捜査員の派遣及び人数を決定するものとする。
- 2 指定捜査員の派遣期間は、原則として3週間以内とする。ただし、当該事件の捜

査の推移により延長することができる。

- 3 交通部長は、発生署等の所属長の上申に基づき 2 に定める期間内であっても、その必要が無くなったときは応援派遣を解除するものとする。

#### 第9 教育、訓練等

交通部長は、指定捜査員に対し毎年 1 回以上期間を定めて教養、訓練を行うものとする。

(別表及び別記様式省略)